

天塩町特産品プロモーション支援事業補助金交付要綱

令和6年3月25日告示第25号

(目的)

第1条 この要綱は、町内事業者が道外の物産展、見本市等のPRイベント（以下「物産展等」という。）に出店するプロモーション経費を補助することにより、町内事業者の販路拡大による地域経済の活性化及び物産展等でのPRによる町の認知度向上、観光誘客の拡大を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する個人事業者又は町内に事業所を有する法人であること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 町の特産品のPR（販売を含む。）をすること。
- (2) 町のPR（町名の入ったのぼり旗、ポスター掲示、パンフレットの配布等）をすること。
- (3) 出店期間は1日以上（物産展等の主催者が定める当日の開始から当日の終了までを1日とする。）であること。
- (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる公的機関や関係団体からの補助金、負担金の金銭的支援を受けていないこと。

2 前項第3号の特産品等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町のイメージを損なうおそれのあるものは除く。

- (1) 町内で生産された農畜産物及び海産物
- (2) 町内で生産された農畜産物及び海産物を主たる原料とした加工品
- (3) 町内で加工、品質保守を一元管理している町内事業者の自社商品
- (4) ふるさと納税返礼品として提供している商品
- (5) その他商品名、デザイン等で町のイメージアップにつながる商品

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、出店料

(会場使用料を含む。)、輸送費、出店会場での物品借用料及び移動に伴う交通費及び宿泊費とする。ただし、宿泊費の上限額は、天塩町職員の旅費に関する条例(昭和28年3月20日条例第7号)の規程を準用する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、1件につき30万円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、補助金の交付は、同一事業者につき同一年度1回を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、物産展等が開催される1週間前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 天塩町特産品プロモーション支援事業販売商品予定リスト(別記様式第2号)
- (2) 物産展等の概要が分かる書類、パンフレット等
- (3) 補助対象経費の内訳書及び見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請事業者に通知し、不適当と認めるときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号の2)により申請事業者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容若しくは補助対象経費の変更をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金変更承認申請書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額の20%以内で減額になるものについては、この限りでない。

(補助金の変更承認)

第9条 町長は、前条の規定により変更申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金変更承認通知書（別記様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに天塩町特産品プロモーション支援事業補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 天塩町特産品プロモーション支援事業販売商品売上内訳書（別記様式第7号）
- （2） 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- （3） 出店、展示状況を示す写真（3枚以上）

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金額確定通知書（別記様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により通知書が通知された場合は、速やかに天塩町特産品プロモーション支援事業補助金請求書（別記様式第8号の2）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 実施内容が補助金交付要件を満たさないと認めるとき。
- （2） この要綱に違反したとき。
- （3） 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- （4） その他不正な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて補助事業者に対し、その返還を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還請求をするときは、天塩町特産品プロモーション支援事業補助金返還請求書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 第1項の規定により補助金の返還請求を受けた補助事業者は、当該補助金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。